

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 22 年 12 月 15 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 38 分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 杉 浦 辰 夫、 6 番 磯 貝 正 隆、 10 番 寺 田 正 人、
13 番 内 藤 とし子、16 番 神 谷 宏、 17 番 小 嶋 克 文
オブザーバー 議 長、副議長、9 番 神 谷 ル ミ

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤皓嗣、水野金光、井端清則、
岡本邦彦

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 3 月定例会の日程について
- 2 議会基本条例の制定について
- 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 3月定例会の日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

事務局説明 それでは、お手元の方に平成23年3月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。会期につきましては、3月1日から3月23日までの23日間とさせていただきます。告示につきましては2月22日、一般質問の締め切りを2月25日の午後5時までとし、3月1日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、施政方針、教育行政方針、議案上程、説明、一部採決、報告の順で行います。なお、一部採決で予定されておりますのが、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、教育委員会委員の各同意案件が予定されております。3日及び4日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、7日を第4日目といたしまして、補正予算の質疑、討論、採決、議案総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託を願い、9日、10日の2日間、予算特別委員会を開き、23年度の当初予算の審査を願い、15日に総務建設委員会を、16日に福祉文教委員会を、それぞれ午前10時から開き、付託案件の審査を願いまして、最終日、第5日目につきましては23日に、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いするものでございます。

委員長 ただいま、事務局が説明しました（案）のとおり、決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、(案)のとおりに決定をさせていただきます。なお、会期及び会議日程については、1月25日発行の議会だよりに掲載をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

2 議会基本条例の制定について

委員長 この件につきましては、いよいよ条例案の案文作成の大詰めを迎えております。本日もよろしく願いを申し上げます。それではお手元に配布済みの前回までの検討結果を持ち帰り部分を含めまして、資料として配布させていただいておりますので、これに基づいて検討を進めていきたいと思います。なお、本日も場合によっては採決も取り入れて進めていきますので、よろしく願いをいたします。それでは正副議長、オブザーバー委員も含めまして、御意見をちょうだいもしてまいりますので、よろしく願いをいたします。その前に資料の訂正が若干がございますので、事務局のほうからひとつよろしく願いいたします。

事務局 お手元に配布してあります高浜市議会基本条例(案)、平成22年12月15日現在、議長案(改正後)という資料を御覧ください。そちらのほうの資料の6枚目、一番上に議会図書室の充実というふうに書いてあるページの真ん中あたりの四角の中の日本共産党提案の部分なんですが、下に線が引っ張ってある部分を読ませていただきます。この条例の改正を含め適切な措置を速やかに措置を講じるものとします、と書いてあるんですが、速やかにの前と後ろに措置を、措置をとありますので、後ろのほうの措置をとというほうが余分ですので、そちらのほうの削除をお願いいたします。その後にはですね、速やかに措置を講じるものとしますと書いてありますが、講じるではなく講ずる、しに点々ではなく、すに点々になりますので、そちらも訂正をお願いします。訂正は以上です。

委員長 そのように御訂正を願いたいと思います。まずそれでは唯一持ち帰りとなっております、最終章の(検証)のところでございます。この検討からお願いをしたいと思います。それでは御意見をちょうだいいたしたいと思いますが、2番、杉浦辰夫議員。

意（２） 市政クラブのこのかっこの中なんですけど、案としてですね、この第２５条について、下に棒線が引っ張ってある部分を、このように変更していただければということで、ちょっと読み上げさせていただきます。この条例を含め検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じます、ということでお願いします。

委員長 それでは続きまして、日本共産党さん。

意（１３） 私どもは、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとし、というふうにしたいと思います。

委員長 それでは公明党さん。

意（１７） ありました議長案を一応、第１項として検証、第２項として見直しに分けました。第１項のほうで、議長案のほうで一応検討という言葉が書いてありましたけれども、一応見出しのほうの検証ということで合わせまして、こちらのほうも検証という言葉に変えてあります。

委員長 それでは今、この３案が２５条につきまして挙がっております。今日ここで調整をお願いをして、なんとかこの２５条につきましてもまとめ上げていきたいと思いますので、ひとつ御意見をちょうだいしたいと思います。１６番、それでは神谷宏議員。

意（１６） 議長案。かっこの上のほう。

委員長 ほかに御意見がある方。４分裂でございますが。

意（１６） ここに出ている市政クラブと日本共産党と公明党さんの三者でしっかり話し合ってください。

委員長 ということは議長案から若干変更になってもＯＫでございますね。

意（１６） はい、いいです。

委員長 それでは３人に絞り込まれましたので、ひとつよろしく願いをいたします。まず共産党さん。

意（１３） 共産党としては、最初は二つの、２５条を１と２として出したんですが、これを一つにまとめることができるということに、そうしたほうがまとまりがいいと言いますか、そういうこともあって、一つにまとめようと思ってるんですが、そうした場合に適切な措置を速やかにを入れる、入れないは別

にして、入れたほうが良いとは思いますが、措置を講ずるとしたほうが、文章の流れがこのほうが良いと思いますので、ぜひこちらでお願いしたいと思います。

意（２） この議長案の部分で変えた部分というのが、この条例の規定についてということになると、あくまでも今回の高浜市議会基本条例のみについてですので、それをもう少し大きくとってですね、この条例を含めということで、検討を加えということで、一応案を出させていただきますので、その辺よろしくお願いいたします。

委員長 その辺はですね、共産党さんが前にもおっしゃいました。この条例だけではないよということではあるかなというふうには、市政クラブさんが出された案はそこは踏んでおるとのことだと思いますし、が、三つの中で二つのほうでこの条例の改正という部分がございます。この条例の改正を含め、含めということになりますと、私の考え方がおかしいのかもわかりませんが、この条例についての改正ですから、なんかほかの条例を共産党さんが言われるように、この広げるという意味合いが何かこの条例だけに絞られてしまうのかなというふうに、ちょっと表現がですね、どうかなというふうに個人的には思うのですが、その辺はいかがですか。ですから逆に言いますと、改正をとればね、大きく広がって、この条例だけではないよというような意味合いに大きくとれるような感じがするんですが、いかがです。

意（１３） ここで言ってるのは、この議会基本条例の改正を含んで、ほかの議会に関するぶら下がり条例、そういうのも含んで適切な措置を講ずるということですので、ここでは改正がなければいけないと思うんですが。

委員長 市政クラブさんの部分は、この条例を含め検討を加えるという検討でしょ。加えるということになってますし、共産党さん、あるいは公明さんはちょっと後にしますけれども、この条例の改正を含め適切な措置ですから、これは言ってることは多分ね、市政クラブさんも共産党さんもそう変わらんとするんです。あるいは公明党さんも。ですからこれね、文章ちょっとお任せいただいて、法規のほうにちょっと、要はこういうことだということをお任せしますので、私が。それで上手に文章をおつくりいただきますので、そういう御理解

いただけますかね。そうしないと、こっちはこういうふうにとられちゃう、こっちはこういうふうにとられちゃうというんじゃなくて、法規のほうで一般的に誰が見てもこういう意味がとられるよという文章をつくってもらいますので、中身は4者とも、あるいは3者ともそう変わってないと思いますが、いかがですかね。お任せいただければ、私、法規に投げかけますので、いいですかね。ありがとうございます。それじゃ法規のほうで要旨は確実にきちっと伝えますので、ぶら下がり条例も含めて、この条例だけではないよということを含めて、話をして文章をつくらせますので、ひとつ御理解いただければというふうに思います。それではそういうふうにさせていただきますので、この25条につきましては、ひとつよろしくお願い申し上げます。それでは次に章立ての部分ですね、まず目次のところ、案のところの目次を見ていただきますと、第7章、議員の定数等、第20条から第21条、これが追加になっております。それで章立てが、あるいはまた条立ても繰り延べるといいますか、数字を変えてきておりますので、これは御了解いただけるとは思います。よろしゅうございますか。

異 議 な し

委員長 それではそういうに変わってまいりますので、御了解をいただきます。それと、前回お願いをしておきましたパブリックコメントの方法、期間等の検討案を出していただくようお願いをしておきましたところ、別に市政クラブさんの提案と日本共産党さんの提案がございました。まずそれでは市政クラブさんの提案のほうから御説明願います。

意(2) 一応、資料配らせていただきました。ここに書いてありますように、募集期間としては、平成23年1月20日から2月21日。実際、一月ということになると20日が日曜日になるものですから、ちょっと1日下げて、21日の月曜日ということで、約一月間ということで募集期間ですね。あと議会基本条例(案)の配布としては2箇所、公共施設における配布とそれからホームページの2立てですね。あと意見の提出方法については、公共施設に設置す

る意見箱の投函、それからあとは直接郵送なりFAXなりメールということで、出していただくようにということで、あと提出意見の取り扱いについては、これはここにありますように、意見は全て高浜市議会議会運営委員会に報告し、意見の賛否について検討を行う。ホームページについて意見の賛否等々です。あと次のページについては、これが一応意見の出していただく出し方、出していただいて直接下の部分の市役所の議会グループへということで、一応お願いするようにということで、提出させていただきました。

委員長 それでは共産党さん。

意（13） 期間については、1月1日から2月15日ということにしているんですが、1月1日が可能かどうかちょっとね、これを考えた時点では、今まだはっきりしてませんので、一応1月1日ということなんですが、1月もし間に合わないようでしたら、1月15日から2月15日ということで、配る場所、配布方法については、公共施設、本庁やいきいき広場、各公民館とか児童センターとか保育園、幼稚園、市民の目に触れるところで不特定多数の人が集まる場所ということにしています。あとコンビニでも広報が置いてあるというようなことをちょっと聞きましたので、一応書いて出したんですが、ちょっとそのあたりがはっきりしませんが、一応書いて出しました。あとは同じよう結構です。

委員長 この辺の1月1日あるいは1月15日、また1月20日、この辺は準備の部分が大きくかかわってきますが、20日という何か指定というのは何かございましたか。

意（2） 最初の配布されておるスケジュールでいくと、だいぶちょっとずれてはおるんですけど、この正月明けである程度の一通りのもん準備すれば、このぐらいはかかるんじゃないかということで。

意（9） 配布方法というのはわかりますけど、配布形態とかは。その準備とかにかかわってくると思いますけど、どういうふうに考えて。

委員長 また皆さんとまた詰めますが。配布方法というのは置いておくというのか、配るのかという意味ですか。

意（9） 配布形態。

委員長 書式ね。書式はこれしかないでしょ。ちょっとどういう意味ですか。
意（9） やっぱりこういうのつくるんだったら、それなりの準備期間とかそういうのが要るので、どういった形態を想定してそういうふうにするのか、確認の意味でお伺いしました。

委員長 それは例えば、それは基本条例ですか。自治基本条例ですか、総合計画ですか。そうすると細かく、ここをこういうふうに見直ししました、検討しましたというものもつくったほうがいいかということですか。それともこれ一発でという、その辺はどうですか。そうすると今の時間はまたちょっとかかります。今までのやつを拾いまして、実はここはこういうふうにしてこの案文はつくってきました。で、第何条のここについては、こういうことを皆さんの意見がありましたんで、こういうものを入れてつくってきました。ということをやりますとね、また時間的にどうなのかなという感じもしますけども、それは市民の皆さんにはわかりやすいのかもしれない。これはどうですか。そうすると1月1日はちょっとつらいかなとも思います。1月20日でもちょっとつらいかなという感じもしないでもありません。ですから、例えば前文みたいなね、この事情を書きましてね、今までのこの動きを1枚つけまして、これをどんと出すような形が一番洒落がいいかな、ですから1枚目は当然議長がどんと書いていただいて、議長が私どもはこうこうこういう理由で、こういうふうにして私どもの議会の最高規範としてこういうものをつくりました、という云々ということをお書きいただいて、それにこれを添付するという形で製本というか、製作をして、なのかなと思います。そういう意味でしょ、ルミさん。

意（9） 形態そのもの、出すものによって準備期間とかは違ってきます。

委員長 問題はそこでございます。それから申し上げるの忘れましたが、棒線、アンダーラインのあるところが前回変わっておるところでございますので、これも御承認いただいておりますので、御確認をお願いをしたいと思います。それではまず形態ということと、あと問題なのは形態によって期間が変わってくると思います。それともう一つは配布方法あるいは場所ですね。ここを詰めていきたいと思っておりますので、この2点、ひとつよろしくお願ひします。

副議長 まずこれ法規に渡して、いつ上がってくるかからなんですよね。逐条をつくるにしても上がってきたもので逐条つくらなければ、全然意味がないものだから、今考えれることは何かというと、例えば配布の方法だとか場所だとか、現時点でここで話し合いができるところは、ぐらいしかまずないと思うんですよ。それと逆算して、3月議会に上程という形でいくのであれば、最終的にどこのレベルで、例えばパブリックコメントを求める期間を1カ月とするのであれば、全会一致が基本としてもしやられるのであれば、3月議会の最終日上程という形になりますから、その前の議運に出さなきゃいけないという形になりますよね。それに間に合うような1カ月の期間を置いて、最終がいつですかという話になると思うんですよ。その期間からマイナスして、今度は法規からいつ上がってくるかというところで、何日残るんだということだと思うんですけど。だからトータルで今ここで議論をしても、これはまずこれが上がって来なければわからんというところがありますんで、期間的に例えばいつからいつじゃなくて、1カ月なら1カ月のパブリックコメントをやるとかという決め方をするとか、それから配布場所はどのようなところで配布するようにやるだとかね、ということだけをまず決めたらどうでしょうか。

委員長 それでは今、副議長のほうから御提案がありました。まずは法規のほうから上がってくるのが時期がいつだということの問題もございます。そういうことで、まず確認事項として1カ月、パブリックコメントはとるぞということは確認をさせてもらいたいと思いますが、いかがでございますか。いいですね。それでは1カ月とります。そういうことで、あとは法規の上がり次第、またどのような形になってくるかということも含めて、やっていきたいと思えます。それではもう1点、配布方法といいますか、配布ですね、今二つの案が挙がっております。いずれにしても、そんなに大きく変わっておらんですが、共産党さんのほうには保育園さん、幼稚園さんが上がってますね。各児童センター、及び市民の目に触れるところで不特定多数、実はこれは、多分市政クラブさん、参考にしておるのが、自治基本条例のこの辺の部分をお参考におつくりになったと思えますので、こういう形で上がってきておりますが、ここにですから児童センターというのは子供たちがという部分ではございますが、非常に特定は今

度は逆にちょっと置いておいても別によいのか悪いのかよくわかりませんが、置くだけの話ですから。幅広くという意味なら、やれるところはやっていこうということですよ。

意（13） お母さん方って、議員が何やってるかってことは、案外ね、子供の世話で忙しくて、なかなか見たり聞いたりそういうチャンスが少ないんですよね。だから余計にそういうところに置いておきたいという思いがあるんです。そういうことで意見も出していただければ、いいですよ。

委員長 そうですね。それは大いに広げたほうがいいかなとは思いますが。ここはいいよ、ここはいかんということでもないと思いますので、その辺はどうですか。

意（16） せっかくですね、市民の目に触れるところで不特定多数の人が集まる場所と書いてありますので、できるだけ幅広く配布しておいたほうが、置いておいたほうがいいと思いますので、別にどこということを決めることなく、置ける場所はどんどん置いていけばいいんじゃないですか。そのほうが配布されたやつの回収もスムーズにいくような気がします。

委員長 2番さん、いかがですか。

意（2） あくまでもクラブとしては、先ほど言われたみたいに自治基本条例の時のをそのまま上げさせていただいてますので、改めてそれ以上に追加とかそういうところがあれば、入れてもらえばいいと思います。

委員長 それでは17番、小嶋克文議員。

意（17） 結構です。

委員長 それでは不特定多数というか、一度またこれは検討、皆さんにまたここはどうだという話は提示をさせていただきますが、いずれにしてもたくさんの方に見ていただくというのが、私どもの本意だと思いますので、そういう方向にさせていただきます。それでこれから私ども、またパブリックコメントを何回かやっていく、いろんなものが今後出てくると思います。そういった時に、例えば今、市政クラブさんのほうに基本条例の案について御意見をお聞かせくださいという、このフォーマットがあります。ここにどこでお知りになりましたかを一筆入れておくと、あとですね、ここはゼロじゃないかというところは

やらんで済みますので、そういうのは入れちゃいかんですかね。入れたらどうですかね。例えば、私はどこどこ保育園で知りましたとか、書かれるか書かれんかはわかりませんが。私はこうこうで知りました。そういうものをついでにつけておきますとね、後々どこが有効だというパブリックコメントをやっていくにですね、有効な手立てかなというふうな一つのサンプル集めにはなりますんで、私は勝手な提案でございますが。

意（13） 例えば今ね、お母さん方がという話をしましたけれども、ある時は児童センターに行っていたけれども、例えば児童センター行くというと3年ぐらいが一人の子供に対して、行かれる期間なんですよ。ある時は広報でも知ったし、児童センターでも見たと。いきいき広場でも、いつも用があって行くからとか、だからどこで見たかということは、重なる場合もありますから、特別そういうことまでは入れなくてもいいような気もいたします。

委員長 今回入れなくてもいいですよ。次回なんかやる時の参考にできませんかということだけ言っておるんで、私は。別にこだわるつもりはありません。取り下げます。これはなしということで。議事録から削除してください。

副議長 配布場所よりも、まずはホームページのほう。実は議会のホームページがあるんですけど、ぜひともトップページのほうに載せてもらわないと、議会は議会のところに入ってこないと見れないんですよ。トップページでNEWって入れてもらって、こういうのを募集してますよってやつをやっていただくということで、あくまでも議会のページじゃないよということをお願いしたいなということです。

委員長 それはそれでよろしいですね。トップページで。それでは先ほどの私の意見はなしということにさせていただいて、この今のまとまりのあるところで、法規のほうに早速ですが流します。それで25条のところは、そういうふうな文章をつくっていただいて、一応法規のほう、前文から附則のところまで含めてつくらせてみますので、ひとつよろしく願いをいたします。それでその時期もついでに聞いてきますし、またその製本がいつ上がるかということもありますんで、でき次第皆さん方にまた御提示をさせていただいて、次回また議会運営委員会の中で最終決定という形をとらせていただきます。いずれにしま

しても、今日で大方のところ、なんとかたどり着くことができましたので、ありがとうございました。倫理条例に続きまして、私みたいな者がいろいろとでしゃばったことを言いましたこと、深くお詫びを申し上げまして、新しいお年をしっかりと、いいお年でありますようによろしく願いをいたします。

3 その他

意見なし

委員長 次回の日程は、法規のやつが上がり次第ということによろしいですか。

異議なし

委員長 また御連絡申し上げますので、ひとつよろしく願いいたします。それでは事務局のほうから一つあるようですから、よろしく願いします。

事務局長 それでは、一つ正式な決定ではございませんが、情報提供として御説明申し上げます。実は、名古屋テレビのほうから撮影といいますか、テレビカメラを入れた収録をしたいというあらかじめのお話を、私どもに照会がございました。これは12月21日、火曜日、最終日でございますけれども、どうもお話を伺ってまいりますと、議案第53号、高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が今議会に上程をされているということで、この分については今、新聞紙上でも話題になっておると、質疑の中でもございましたが、高裁等での判決あるいは上告等があるようでございますけれども、高浜市が今12月定例会に月額制を日額制とする特別職の報酬等の見直しをされるという情報を得られて、その採決について最終日に行われるならば、場合によっては撮影をさせていただきたいというお申し出でございます。当然、許可をするのは議長でございますので、私どものほうはもしカメラ等撮影をおやりになるならば、できるだけ速やかに、あるいは最終的には20日、前日ですけれども、20日のうちには正式な意思表示を危機管理グルー

プを經由して、議会事務局のほうにお申し出をくださいと。その折には直ちに議長に御報告を申し上げ、御連絡申し上げて許可の裁可をいただくということになります、という説明をいたしておりますので、場合によってはカメラが入るということについて、あらかじめ御容赦いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 これはお断りはできるの。

事務局長 基本的にはできません。拒む理由がないものですから。

委員長挨拶

閉会 午後 2時38分

議会運営委員会委員長